働き方改革法改正説明会とインターバルセミナー開催のご案内

主催　（一社）兵庫労働基準連合会
（公社）全国労働基準関係団体連合会兵庫県支部

この度の働き方改革により、労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、労働契約法、パート労働法、労働者派遣法、雇用均等法、雇用対策法の８つの法律の一部改正がありました。内容的には、時間外労働の上限規制など労働時間法制の見直し、年５日間の年次有給休暇の取得義務付け、「高度プロフェショナル制度」の創設、「勤務間インターバル」制度の導入促進、同一企業内における正規・非正規間の不合理な待遇差の解消などです。

連合会では、下記のとおり労働局担当官による法改正説明会と全基連講師によるインターバルセミナーを開催いたしますので多数の参加をお願いいたします。

記

１　日　時　平成 30 年 11 月 12 日（月）13：30～16：30
２　場　所　（一社）兵庫労働基準連合会４階講習会場
神戸市中央区雲井通４丁目２－２
マークラー神戸ビル 4F
３　定　員　110 名
４　受講料　無料
５　内　容　①働き方改革関連改正法の説明
講師：兵庫労働局担当官
②「勤務間インターバル」制度の導入意義・方法について
講師：（公社）全基連本部講師

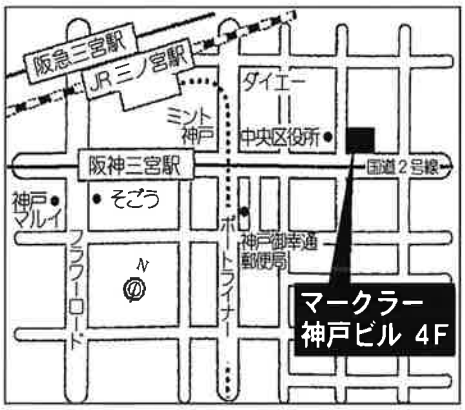

下記申込書にて FAX 送信してください。先着順です。

申　込　書

申込先：FAX　078 － 261 － 3305　　（一社）兵庫労働基準連合会

事　業　場　名		
所　在　地	〒 TEL　（　）　FAX　（　）	
参　加　者	氏名	氏名